

### 特定生産緑地（足立区）の解除

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 6 第 1 項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第 10 条の 6 第 2 項の規定に基づき準用される第 10 条の 2 第 4 項の規定により、次のように公示する。

番号	位置	特定生産緑地の面積	公示日
19-1	足立区入谷二丁目地内	約 320 m <sup>2</sup>	令和 4 年 10 月 27 日
209-1	足立区興野二丁目地内	約 710 m <sup>2</sup>	令和 2 年 12 月 28 日
235-1	足立区谷中五丁目地内	約 800 m <sup>2</sup>	令和 2 年 12 月 28 日
238-1	足立区谷中四丁目地内	約 540 m <sup>2</sup>	令和 2 年 12 月 28 日
239-1	足立区谷中四丁目地内	約 700 m <sup>2</sup>	令和 2 年 12 月 28 日
240-1	足立区谷中四丁目地内	約 720 m <sup>2</sup>	令和 2 年 12 月 28 日
241-1	足立区谷中三丁目地内	約 610 m <sup>2</sup>	令和 2 年 12 月 28 日

「区域は解除図表示のとおり」